

ロボットタクシー導入等に向けた
自動運転における自賠法上の損害賠償責任に関する検討会 規約

令和 6 年 10 月 23 日

(名称)

第 1 条 この検討会は、ロボットタクシー導入等に向けた自動運転における自賠法上の損害賠償責任に関する検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第 2 条 検討会は、ロボットタクシーや自動運転バスの導入に向け、自動運転における自動車損害賠償保障法の損害賠償責任のあり方について検討することを目的とする。

(委員)

第 3 条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

(座長)

第 4 条 検討会に座長を 1 名置く。

2 座長は、事務局の推薦により委員の承認によってこれを定める。

3 座長は、検討会の議長となり、議事の進行にあたる。

4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 検討会の事務局は、国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室が行う。

(関係者からの意見聴取)

第 6 条 座長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第 7 条 検討会については、随行者等の関係者以外の傍聴は不可とする。

2 検討会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 検討会の議事要旨は、事務局が委員の確認を得た後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ロボットタクシー導入等に向けた自動運転における自賠法上の 損害賠償責任に関する検討会

委員等名簿

○ 委 員

藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
金岡 京子	東京海洋大学理事・副学長
古笛 恵子	コブエ法律事務所 弁護士
佐藤 典仁	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
寺田 一薫	福島学院大学マネジメント学部 地域マネジメント学科教授

(敬称略)

○ オブザーバー

(公社) 日本バス協会
(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会
(一社) 日本自動車会議所
(一社) 日本自動車工業会
(一社) 日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
損害保険料率算出機構
金融庁
警察庁
消費者庁
デジタル庁
法務省